

(2) 日常清掃の方法

ア 床の清掃

- ・床面全体を 等で掃き、必要に応じて電気掃除機で吸座する。
- ・モップ等で水拭きする。必要に応じて洗剤を用いて汚れを除去する。

イ 繊維床

- ・動かし得る備品は移動し、電気掃除機等適切な方法で吸塵し除去する。
- ・汚れがひどい場合など、カーペット専用の染抜き剤を用いて適時に実施する。

ウ 弾性床

- ・塵を除去し、モップ等で拭き取り、部分的な汚れは、洗剤を使用するなど適当な方法で除去すること。

エ 硬性床

- ・塵を除去し、濡れ雑巾等で汚れを拭き取り、部分的な汚れは、洗剤を使用する等、適当な方法で除去すること。

オ 内壁、ドア、手すり

- ・材質に係らずモップ、雑巾等適切な方法で汚れ、塵等を拭き取ること。部分的な汚れは、洗剤を使用するなど適当な方法で除去すること。

カ 風除室、エントランスホール

- ・落葉やごみ等を除去すること。
- ・玄関マットや傘立ての受け皿は、清潔を保ち掃除機等による除座すること。汚れの程度によっては適正な洗剤等を用いて水洗い等を行うこと。水洗い等を行った場合は、水分を十分に乾燥させること。
- ・玄関マット下の塵を月 1 回は清掃し、清潔を保つこと。
- ・汚れが目立つ扉・ガラス部分を手の届く範囲で水または専用洗剤での部分拭きをすること。

キ トイレ、洗面台等

- ・清掃に利用する洗剤パット、タオル、モップ等は、他で利用する物と区別して専用にし、適正洗剤等を用いて洗浄すること。
- ・トイレの床は、モップ等で水拭きをすること。汚れの甚だしいときは適正洗

剤等で汚れを落とすこと。

- ・洗面台は水拭きすること。鏡や金属は適正洗剤等を用いて吹き上げ、乾拭きし、盛りのないように仕上げること。
- ・汚物入れの内容物は収集し、自治体のごみ集積方法に従い分別して所定の場所に集積すること。容器が汚れた場合は、タオルで水拭き及び乾拭きすること。

ク 衛生消耗品

トイレットペーパー及び水石鹼は不足がないよう補充すること。

ケ 給湯室

ごみ、厨券を収集し、流し台等は適正洗剤を用い、汚れを洗浄すること。

厨茶を収集し、容器を適正洗剤で洗すること。また、必要となるビニール等の回収用の専用袋を清掃の都度交換すること。

コ ごみ箱

- ・設置されているごみ箱は、分別ルールに従い分別して所定の場所に集積すること。

サ 清掃範囲全体

- ・ガム・シール、鳥のフン等は全て除去すること。
- ・床面・舗装面に付着しているガム、塗料等はパテナイフ、薬剤等で床面を痛めないよう除去すること。
- ・シール跡、テープ等接着材については、壁面、床面、塗装面等を傷めないシールはがし用の薬剤を使用して除去すること。

- シ 作業従事者は作業着を着用し、清潔端正を旨とし言語態度に留意し、施設の利用者及び職員に不快の念を与えてはならないものとする。